資料１－３
仕様書別紙２

堺市立共同浴場における利用料金（入浴料）の減免に関する基準

堺市立共同浴場条例第１２条第５項の規定に基づき、堺市立共同浴場の利用料金（入浴料）の減額及び免除の基準を次のように定める。

１　利用料金（入浴料）を減額又は免除する場合及びその額は、次のとおりとする。

（１）　堺市内の小中学校、幼稚園、保育所（園）等から体験入浴の申込みがあり、利用させる場合　　全額免除

（２）　前号に定めるもののほか、あらかじめ市に協議し、市長が減額又は免除することが適当であると認めた場合　　市長が適当と認める額